

第5節 教 授

第1 在留資格の審査

1 教授の在留資格について

「教授」の在留資格は、我が国における学術研究及び高等教育の向上を目的として、大学教授等を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の1の表の「教授」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

(1) 該当範囲

具体的には、次に掲げる機関において、学長、所長、校長、副学長、副校长、教頭、教授、准教授、講師、助手等として研究、研究の指導又は教育をする活動が該当する。

(2) 用語の意義

ア 「大学」には、本邦の4年制の大学（放送大学も含まれる。）、短期大学のほか、大学院、大学の別科、大学の専攻科、大学の附属の研究所が含まれる。

イ 「本邦の大学に準ずる機関」とは、設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関、大学共同利用機関、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関し大学卒業者と同等であるとして入学資格の付与される機関のほか、当該機関の職員が教育職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第六）の適用を受ける機関が該当する。

（注1）「設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関」とは、水産大学校、海技大学校（分校を除く。）、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校（専修科に限る。）、国立看護大学校、学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき文部科学大臣が告示により指定す

る外国の教育機関及び国際連合大学である。

(注2) 「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法第5条第2項及び国立大学法人法施行規則第1条別表第1に定める、国文学研究資料館、国立極地研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、国際日本文化研究センター、国立天文台、核融合科学研究所、国立情報学研究所、総合地球環境学研究所、分子科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、国立国語研究所である。

(注3) 「大学入試センター」とは、大学入学共通テストを運営する文部科学省が管轄する独立行政法人である。

(注4) 「大学改革支援・学位授与機構」とは、大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこと等を目的とするものである。

(注5) 「卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関し大学卒業者と同等であるとして入学資格の付与される機関」とは、我が国において外国の大学相当として指定された外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）。テンプル大学ジャパン（東京都港区）、専修学校ロシア極東大函館校（北海道函館市）、天津中医大学中薬学院日本校（兵庫県神戸市）、北京語言大学東京校（東京都豊島区）等のほか、防衛大学校、防衛歯科大学、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校（昭和28年文部省告示第5号第5号から第9号まで、昭和30年文部省告示第39号第2号）がある。

また、国際連合大学については、学校教育法施行規則第156条第4号において、当該教育機関の課程を修了した者に対して大学院（博士課程）への入学資格が付与されることが規定されていることから、本邦の大学に準ずる機関として認めている。

(注6) 「当該機関の職員が教育職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律別表第六）の適用を受ける機関」は、気象大学校又は海上保安大学校である（昭和32年人事院規則9-2第8条）。

(注7) その他「大学に準ずる機関」に含まれないものの例は、各省所管の大学校（警察大学校等）、社会保険大学校、中小企業大学校、道府県立の農業大学校のほ

か、株式会社、職業訓練法人、学校法人、財団法人、特定非営利法人等の設置する大学校がある。

ウ 「高等専門学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第10章に規定する高等専門学校をいう。

(3) 留意事項

ア 列挙された職名（「学長、校長……」）は例示であり、常勤又は非常勤にかかわらず実質的に上記の機関において研究、研究の指導又は教育をする活動に従事するかどうかにより在留資格該当性を判断する。

イ 大学に準ずる機関に当たらない各省所管の大学校等（例えば警察大学校、国土交通大学校）で教育に従事する場合は、その活動に応じて「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格によることとなる。

ウ 「教授」の在留資格を決定するためには、申請人が本邦で「教授」の在留資格に該当する活動を行い、当該活動によって本邦において安定した生活をおくることのできる十分な収入を得られることが必要である。

なお、「教授」に該当する活動のみでは本邦で在留する上で必要な収入を得られない場合は、他の活動の有無を聴取するなどして確認し、資格外活動許可により得られる報酬等を含めて判断することとして差し支えない。この場合、得られる報酬等が「教授」の在留資格としての活動により得られる額より多いときは、当該他の活動の在留資格該当性（上陸基準適合性を含む。）を審査し、当該他の活動に係る在留資格を決定することとなる。

エ 本邦の大学又はこれに準ずる機関において研究に従事する活動は、本在留資格に該当するが、報酬を受けない場合は「文化活動」又は「短期滞在」の在留資格に該当する。

「報酬」については、第1節第2を参照。

① 報酬には、大学等以外の機関から受ける報酬を含み、本邦での活動により本国等の外国の機関から支払われるものも含む。

なお、租税条約を締結している国の中で、大学での勤務に関して2年間の特例免税措置を有する国もあることに留意する。

② 実費（宿泊費、交通費等滞在中に要する費用をいう。以下本編において同じ。）の範囲を超える、又は同等の日本人の教育関係者の報酬を超える奨学

金は、報酬とみなす。

施行規則第19条の3各号に定める「業として行うものでない講演に対する謝金」や「日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬」については、「報酬」に含まれない。

(4) 他の在留資格との関係

- ア 「教授」は、活動場所が、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」に限られ、「研究」と違って上陸基準省令の適用がなく、また、「文化活動」と違って報酬を伴う活動である。
- イ 「教授」の在留資格は、「研究」の在留資格と異なり、研究の指導や教育をする活動もできる。
- ウ 「教授」の在留資格は、活動を行う機関が「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」に限定され、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を行う活動は「教育」の在留資格に該当する。
- エ 「研究」は、「教授」の在留資格に該当する「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」以外の機関において報酬を受けて研究を行う活動である。
- オ 「文化活動」は、外国人本人が本邦での滞在費等の費用を負担し、大学の研究所又は教授等の研究室において教授等の指導の下に学術上の研究を行うものや、大学の研究所若しくは教授等の研究室から又は当該大学以外の機関若しくは個人から研究手当又は滞在費用等の名目の実費弁償の範囲内の手当等の支給を受けて教授等の指導の下に学術上の研究を行うものが該当する。

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

- ア 申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「教授」であること並びに申請書の稼働先欄及び立証資料により活動場所が「教授」の在留資格に該当するものであることを確認する。
- イ 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教授」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

(2) 在留期間の更新時

- ア 申請書の稼働先欄及び立証資料により、その活動が引き続き「教授」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ 申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教授」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

4 立証資料

第31節別表のとおり。

5 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ カテゴリー1（大学等において常勤職員として勤務する場合）に該当するもの</p> <p>④ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③に該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの（3月の項に該当するものを除く。）</p> <p>① カテゴリー2（大学等において非常勤職員として勤務する場合）に該当するもの</p>

	<p>② 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの ④ 就労予定期間が1年以下であるもの(契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるもの除く。)</p>
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(2) [REDACTED]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。